第107号 議 案

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第10号の規定により、議決を求める。

令 和 6 年 11 月 26 日 提 出

長 崎 県 知 事　大　石　賢　吾

1　権利の内容　児童扶養手当過払返納金（平成12年度分）2,057,340円

2　放棄により利益を受ける者

[redacted]

3　放棄の理由　当該債権は、債務者が破産法第253条第１項の規定により、当該債権の責任を免れており、債権の回収が不能であるため、権利を放棄しようとするものである。

4　放棄の時期　議会議決日以降

（提案理由）

返納金の債権を放棄することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。